

# 一般社団法人新潟市南商工振興会定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人新潟市南商工振興会（以下「当法人」という）と称する。

### (主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を新潟市に置く。

### (目的)

第3条 当法人は会員相互の協調により、社会貢献・ボランティア活動を通した人材育成、魅力ある街づくりを掲げた政策提言を行うことで、新潟市の振興発展を期することを目的とする。

### (事業)

第4条 当法人は、前条の目的達成のために、次の事業を行う。

- (1) 新潟市の振興及び推進に関する事業
- (2) 地域社会の開発及び街づくりに貢献する事業
- (3) 産業、経済、文化、教育に関する研究及び調査のための事業
- (4) 上記の目的を達成するために必要な行政機関への提言、陳情などの事業
- (5) 会員相互の親睦と成長に資するための行事の開催
- (6) その他当法人の目的達成に必要な事業

### (公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 社 員 及 び 会 員

### (法人の構成員)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

#### (1) 正会員

当法人の目的に賛同し、新潟県に住所又は事業場を有する個人または団体

- (2) 賛助会員  
当法人の事業を援助するために入会した個人または団体
- (3) 特別会員  
当法人の目的に賛同する現職の国会議員、県議会議員、市議会議員で理事会の推薦を受けたもの

#### (入会)

第7条 当法人の会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込まなければならない。

2 入会は、理事会においてその承認の可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 当法人の運営上特に必要と認めたときは、社員総会の決議を得て、会員から臨時会費を徴収することができる。

#### (任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### (会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡し、又は解散したとき。

### 第3章 社員総会

#### (構成)

第12条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

#### (権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定める事項

#### (開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

#### (招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

#### (議長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において正会員の中から選出する。

#### (議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

#### (決議)

第18条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席

し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 一般法人法第49条第2項の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び議事録作成者は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第4章 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上30名以内
  - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、6名以内を副会長とすることができる。
- 3 理事のうち2名以内を専務理事とすることができる。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第20条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第26条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては報酬を支給することができる。

2 役員にはその職務を行うために要する費用を支弁することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第27条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第28条 当法人は、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令で定める限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第29条 当法人に、若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、正会員の中から、理事会の決議を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、当該理事会において出席した理事の中から選出する。

(決議)

- 第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

- 第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

- 第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。
- 2 議長及び議事録作成者は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

- 第37条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

## 第6章 委員会及びプロジェクトチーム

(委員会及びプロジェクトチーム)

- 第38条 会長は、当法人の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の決議を得て、委員会及びプロジェクトチームを置くことができる。
- 2 委員会及びプロジェクトチームは会務を総理させるため委員長及びプロジェクトリーダーを置く。
- 3 委員会及びプロジェクトチームの構成員は理事会の決議を得て、会長が委嘱する。
- 4 委員会及びプロジェクトチームに関する必要な事項は理事会において別に定める。

## 第7章 基 金

(基金の拠出等)

- 第39条 当法人は、正会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第8章 計 算

### (事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

### (事業計画及び収支予算)

第41条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置くものとする。

### (事業報告及び決算)

第42条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

### (剰余金の不分配)

第43条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第9章 定款の変更、解散及び清算

### (定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することが

できる。

(解散)

第45条 当法人は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 事務局

(事務局の設置)

第47条 当法人の事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は会長が理事会の承認を得て任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は理事会の決議を得て会長が別に定める。

## 第9章 附 則

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年12月31日までとする。

(設立時の役員)

第49条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	山口 浩二
設立時理事	金井 利郎
設立時理事	菅原 正憲
設立時理事	篠田 昭
設立時理事	村尾 建治
設立時理事	松浦 和美
設立時理事	村木 加奈子
設立時理事	須田 寛子
設立時理事	阿部 正喜
設立時監事	北村 誠作

設立時代表理事 山口 浩二

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第50条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 新潟市中央区  
設立時社員 山口 浩二  
住所 新潟市中央区  
設立時社員 金井 利郎  
住所 新潟市中央区  
設立時社員 菅原 正憲

(法令の準拠)

第51条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人新潟市南商工振興会を設立するため、設立時社員山口浩二他2名の定款作成代理人である行政書士谷内田真実は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和5年3月9日

設立時社員 山口 浩二  
設立時社員 金井 利郎  
設立時社員 菅原 正憲

上記設立時社員の定款作成代理人

新潟市東区豊2丁目6番52号小川会計ビル3階  
行政書士 谷内田 真実 (登録番号 第13182274号)

